

3月決算、株主総会への対応は？

Q&Aで読み解く 震災関係の税務・会計・会社法

東北地方太平洋沖地震による影響が懸念されるなか、企業においては3月決算を迎えることになった。政府は現在、阪神・淡路大震災時と同様、税制上の特例措置を盛り込んだ震災税法の策定に入った。また、国税庁においても義援金の取扱いや申告期限の延長などの取扱いを周知するなどの対応を行っている（本誌395号・396号参照）。今回の特集では、3月決算法人の税務を中心に開示関係の取扱いや株主総会関係の対応など、読者から寄せられた質問項目等について取材等に基づいた解説をQ&A形式で紹介する。

国税関係

Q1

法人税等の申告期限の延長

宮城県にある会社ですが、このたびの震災による被害を受け、確定申告書を申告期限までに提出することができません。国税庁の告示により申告期限の延長が認められていることは知っていますが、当面、提出することは難しい状況です。

この場合、いつまでに確定申告を提出すればよいのでしょうか。また、この場合、利子税は課せられるのでしょうか。

A

国税庁では、国税通則法11条に基づき、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域の納税者に対して、国税に関する申告・納付等の期限延長を行っています。これにより、東北地方太平洋沖地震が起きた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、すべての税目について、自動的に延長されることとなります（振替納付日も延長されます）。

いつまで提出期限が延長されるのかといった点については、別途、国税庁が告示により定めることとされています。また、延長された期間の利子税についてはすべて免除されることとなります。

Q2

工場の操業停止

震災による被害で、工場が操業停止となりました。被害を受けた工場の製造設備に対して支出する修繕費用等については、原価外処理（費用処理）した場合、税務上も損金算入することが認められるとされています。この原価外処理できる費用については、人件費なども含まれるのでしょうか。

A

法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理した場合には、税務上も損金として認められることとなります。

この場合の原価外処理できる費用についてですが、被害を受けた製造設備に対する修繕費用のほか、操業を停止したことにより発生した損失、たとえば、操業停止中に支払った人件費などが該当することになる模様です。

報道機関を通じた義援金の寄附

Q19

私は、新聞・放送等の報道機関を通して被災地に義援金を寄附しました。この場合、個人住民税において税制上の優遇措置が適用されるのでしょうか。

A

新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金について、それが最終的に義援金配分委員会等に抛い出され、各地方公共団体を通して配分されるのであれば、地方税法37条の2第1項1号および314条の7第1項1号が規定する都道府県、市町村または特別区に対する寄附金として、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

なお、確定申告を行う際には、募金団体が発行した領収書に加え、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金が最終的に義援金配分委員会等に抛い出されることがわかる資料を、添付または提示する必要があります。

開示関係

Q20

有価証券報告書等の提出期限の延長

2月決算法人ですが、今回の災害により有価証券報告書を提出期限までに提出することが困難な状況になっています。提出期限が延長されたということですが、いつまでに提出すればよいのでしょうか。この場合の罰則等がありますか。

A

東北地方太平洋沖地震による災害により本来の提出期限までに有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書の開示書類が提出されなかった場合であっても、平成23年6月30日までに提出された場合には、行政上および刑事上の責任も問われないこととされています。3月13日に公布された「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（平成23年政令第19号）により、特定非常災害に指定されたことによるものです（本誌396号40頁参照）。

Q21

3月決算法人の有価証券報告書等の提出期限の延長

3月決算法人についても、有価証券報告書の提出期限が延長されているのでしょうか。

A

現時点（平成23年3月29日現在）では、3月決算法人の有価証券報告書の提出期限は延長されていません。「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」による免責措置の期限が平成23年6月30日とされているためです。このため、3月決算法人の有価証券報告書の提出期限が延長されるのは、同政令により、新たに免責措置の期限が延長されることが必要になります。

ただ、政府としては、期限延長をする方向で検討をしている模様です。

Q22

臨時報告書の提出

弊社の支社や工場が震災による被害を受けました。本社は東京にあるため、臨時報告書の提出は可能ですが、固定資産等の帳簿価額の算定ができない状況となっています。算定ができた時点での提出でもよいのでしょうか。

第124条 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。

3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。

4・5 （略）

（剰余金の配当に関する事項の決定）

第454条 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 配当財産の種類（当該株式会社の株式等を除く。）及び帳簿価額の総額
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日

2～5 （略）

開催の延期と定款規定

Q26

当社の定款においては、定時株主総会について毎年3月31日を基準日とし、毎年6月に招集すると規定しています。前問を踏まえて定時株主総会の開催を延期する場合、基準日を改めて設定するなど正規の手続きを踏んで延期を図ったとしても、たとえば7月に開催する場合には定款の規定に違反してしまうこととなりますか。

A

株主総会の開催時期・基準日に関し、3月決算・6月総会会社の定款において多くみられる例では、次のとおり定時株主総会については開催月が、その基準日については3月末日が規定されています。

（招集）

第〇条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時にこれを招集する。

（基準日）

第〇条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

仮に7月に開催するとした場合、平時を念頭に編まれたこのような規定には明らかに違反してしまうようにみえるところです。

この点について法務省の会社法担当者は、「一般的に定款の解釈については、その内容の合理的な意思解釈によって定められることになる。特段の事情がある場合に形式的・画一的にみるものではない」としています。

法務省では3月29日、この趣旨を「東北地方太平洋沖地震の影響により、定款所定の時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合」において明確化し、「会社法第296条第1項に従い、事業年度の終了後一定の時期に定時株主総会を開催すれば足り、その時期が定款所定の時期よりも後になったとしても、定款に違反することにはならない」と発表しています（「定時株主総会の開催時期に関する定款の定めについて」参照）。